

北陸電報

2016
陽春号

No.268

理事長

村田 幸平

創立50周年ごあいさつ

北陸発 いきいき情報

【北陸の地域を訪ねて】福井県

幕末明治期の偉人・由利公正を主人公に
福井が舞台の大河ドラマを！

保安技師の体験

丹南営業所 澤本紀夫

不可解な漏電!? 漏電個所はどこか？

お客さま訪問

【高岡御車山会館】富山県

土蔵造りの町並みが一変する「ハレの日」、
御車山祭の高揚感を追体験できるスポット。



一般財団法人

北陸電気保安協会

北陸電気保安協会

検索

表紙のページ

尼御前岬

石川県(加賀市)



加賀海岸国定公園内にある尼御前岬。源義経が、兄頼朝に追われ北陸路を奥州に落ちのびる際に同行していた尼御前が、これから先の旅路で足手まといになるのを憂えて身を投げたという伝説が残る岬。岬として突き出ている部分は淡緑灰色～灰白色を呈する軽石凝灰岩の台地で、美しい松林と海岸草地に遊歩道が完備されています。この岬から北に続く千崎、塩浜の海岸は高さ5～10mの海蝕崖が発達し雄大な景観を示しています。一方、南側の橋立漁港に至る砂浜は夏には海水浴場としてにぎわっています。



もくじ

創立50周年であいさつ……………	1
理事長 村田 幸平	
北陸電気保安協会はおかげさまで 創立50周年を迎えます……………	2
北陸発 いきいき情報……………	6
北陸の地域を訪ねて 福井県	
省エネ・省コスト……………	8
デマンド監視サービス導入事例のご紹介	
設置者の皆さまに 求められている手続き……………	10
ニュースクリップ……………	12
大手新電力の日本ロジテックが事業撤退—破産手続きへ 燃料電池車、2030年まで80万台普及を—エネ庁が戦略改定	
保安技師の体験……………	13
不可解な漏電!? 漏電個所はどこか?	
お客さま訪問 〈No.268〉……………	14
高岡御車山会館	
平成28年度 安全衛生特別教育講習会のご案内……	16

創立50周年ごあいさつ

～これまでも、これからも 電気の安全を守り続けます～

一般財団法人 北陸電気保安協会
理事長 村田 幸平



当協会は昭和41年4月に設立され、本年4月14日 創立50周年を迎えます。創立から半世紀という大きな節目を迎えることができますのも、ひとえに皆さま方のご愛顧の賜物であると感謝申し上げます。

当協会では、創立以来「電気の安全・安心を皆さまにお届けする」という使命のもと、

- ① ご家庭や商店などの電気設備の**安全調査**
- ② 工場やビルなどの自家用電気設備の**保安管理**
- ③ 電気を安全にご使用いただくための**広報活動**

の三つを柱として業務を展開し、お客さまや社会のお役に立てるよう努めてまいりました。

特に保安管理業務については、高い技術力で確実な点検を行い、電気事故の未然防止に努めるとともに、24時間体制の保安監視システムのもと迅速・的確に事故時対応を行ってまいりました。さらに、お客さまにより満足していただけるよう、お客さま設備の省エネ診断を実施しているほか、デマンド監視装置の導入推奨にも力を入れております。

また、大規模災害時には、当協会の組織力・機動力を活かし、迅速な復旧を行う旨の災害時協力協定をサービスエリア内（北陸三県）の全市町村と締結しており、地域の皆さまに安全・安心をお届けできるよう取り組んでおります。

これからも、さらにお客さまや社会のお役に立てるよう、技術力を磨き、サービスの質を高めるなど研鑽・努力してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これまでも、これからも
順気の安全を守り続けます



おかげさまで50周年

北陸電気保安協会は
おかげさまで

創立 50 周年 を迎えます

当協会は、平成 28 年 (2016) 4 月 14 日に創立 50 周年を迎えます。
お客さまをはじめ皆さまのおかげでこの節目を迎えられますことを深く
感謝申し上げます。時代の変化に対応しながらお客さまサービスの向上
に努めてきた半世紀の歩みをまとめました。



設立経緯

昭和 40 年 (1965) に施行された「新電気事業法」により、一般住宅や店舗など低圧受電の一般用電気工作物の調査が電気事業者に義務付けられました。これに伴い、通商産業大臣 (現経済産業大臣) が指定する調査機関に調査業務を委託する制度が設けられました。

また、新電気事業法では工場やビルなど高圧受電の自家用電気工作物設置者に、保安管理業務を担う電気主任技術者の選任を義務付けました。この制度では、小規模な自家用電気工作物については、通商産業大臣が指定する法人等と保安管理業務の委託契約を締結すれば、主任技術者選任の必要がないと規定されました。

こうした制度を背景に昭和 41 年 (1966) 4 月 14 日、公益法人として財団法人北陸電気保安協会が設立され、北陸電力から委託を受けて行う



さあ！点検に出発 (昭和 42 年)

一般用電気工作物の調査業務、小規模自家用電気工作物設置者の委託を受けて行う電気工作物の保安管理業務、電気の使用および安全に関する広報業務を開始しました。



電気安全ポスター (昭和 40 年代)



点検のようす (昭和 50 年代)

50年のあゆみ

昭和41年(1966)

- 4月 財団法人北陸電気保安協会設立…写真①
- 9月 広報誌「でんきほあん」発行開始…写真②

昭和46年(1971)

- 6月 受託範囲が300kW未満から500kW未満に拡大

昭和59年(1984)

- 8月 絶縁監視装置による監視サービスを開始

昭和63年(1988)

- 5月 受託範囲が500kW未満から1,000kW未満に拡大(出力500kW未満の水力、ガスタービン、内燃力発電所が追加)

平成2年(1990)

- 2月 一般用電気工作物の竣工調査業務の受託を開始
- 4月 出力500kW未満の地熱、燃料電池、太陽電池、風力発電所が追加

平成9年(1997)

- 9月 受託範囲が1,000kW未満から高圧受電すべてに拡大、発電所の出力が1,000kW未満に拡大

平成11年(1999)

- 12月 インターネットホームページを開設

平成15年(2003)

- 4月 「デマンド監視サービス」を開始

平成18年(2006)

- 3月 調査・保安全管理業務の機械化完了により、お客さま情報システムの全面運用開始

平成19年(2007)

- 3月 能登半島地震発生。被災した電気設備の復旧対応
- 12月 加賀市と災害時協力協定を締結(平成22年までにサービスエリア内[北陸三県]の全市町村と締結)

平成20年(2008)～

- 自治体の防災訓練に参加し電気の使用安全をPR

平成23年(2011)

- 4月 「デマンドWeb監視サービス」の運用開始
- 9月 「総合技術センター」竣工

平成24年(2012)

- 3月 低圧連系太陽光発電設備(余剰買取)の連系確認業務を受託(平成25年には全量買取の連系確認業務も受託)
- 4月 一般財団法人へ移行
- 9月 富山県と災害時協力協定を締結…写真③

平成25年(2013)

- 4月 コンプライアンス徹底を含む新たな「業務品質方針」を策定

平成26年(2014)

- 6月 「太陽電池発電所監視サービス」を開始

平成27年(2015)

- 各支店に高所作業車導入…写真④

平成28年(2016)

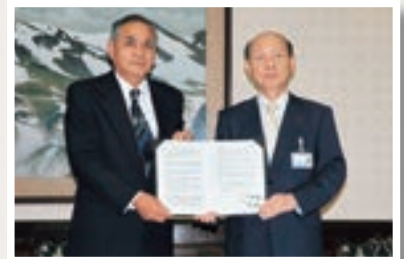
- 4月 協会創立50周年



写真①発会記念式典のようす



写真②でんきほあん創刊号



写真③富山県との協定締結



写真④高所作業車の導入

調査業務 お客さまに電気の安全・安心をお届けしています

定期調査業務は電気事業法に基づき、一般用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査する業務です。

当初、調査の頻度は一般用のお客さまは隔年1回でしたが、電気設備・技術の進歩により、平成元年（1989）から4年に1回となりました。プール、公衆浴場など指定されたお客さまは毎年1回となっています。絶縁状態（漏電の有無）確認等の調査結果はお客さまに通知し、不良の場合は不良内容とその危険性を十分に説明し、速やかに改修されるよう依頼します。

平成2年（1990）からは、住宅など一般用電気工作物の設置および変更の工事が完成した時に行う竣工調査も行っています。



分電盤の点検



定期調査でお客さま訪問



調査業務技能発表会のようす

保安業務 高い技術力で確実な点検を行い電気事故の未然防止に努めています

保安業務には自家用電気工作物の工事、維持、運用の監督に関する保安管理業務と、電気保安のための点検・測定などにあたる試験・技術業務があります。

発足時に電気保安協会が受託できる範囲は7,000V以下で受電する最大電力300kW未満の需要設備でしたが、その後、受託範囲は拡大を重ね、現在の受託範囲は「電圧7,000V以下で受電する需要設備」、「出力2,000kW未満の発電所（水力・火力・太陽電池発電所および風力発電所）」、「出力1,000kW未満の発電所（前述以外の発電所）」、「電圧600V以下の配電線路を管理する事業場」となっています。受託業務の高度化に伴い、技術センターを中心として技術の向上に努め、測定機器も常に高度なものへと更新を重ねてきました。

絶縁監視装置による漏電の24時間監視サービス、節電と省エネに役立つデマンド監

視サービスを充実させるなど、近年はよりお客さまのニーズに密着した事業展開に努めています。



高圧受電設備の点検



絶縁監視装置の動作試験



非常用予備発電装置の点検

広報業務 電気の安全な使い方などを、さまざまな方法でPRしています

当協会が発足して間もない昭和41年（1966）9月、電気の安全使用に関する啓発・周知、お客さまとの連帯感醸成を目的に、広報誌「でんきほあん」を発行しました。平成28年（2016）4月までの発行回数は268回におよび、近年は毎回1万5,000部余りを発行しています。また、テレビ、ラジオで当協会が制作したコマーシャルを放送したり、職員が直接出演したりすることにより、電気の安全使用、省エネ等のPRを行っています。

こうした媒体による広報のほか、毎年8月

の電気使用安全月間には、街頭キャンペーンでの電気安全パンフレットの配布、電気安全講習会の開催、夏休み親子電気教室などを行っています。また、電気安全のポスターやカレンダーを作成し、保安業務受託のお客さまや関係機関に配布しています。

平成20年（2008）からは、地方自治体が開催する防災訓練に参加し、地域の方々を対象に、一般家庭の模擬分電盤を使った災害時におけるブレーカ操作の体験教室などを実施しています。



電気使用安全月間の街頭キャンペーン



電気安全講習会



テレビに出演して電気使用安全をPR



自治体防災訓練に参加

北陸発・))) いさいさ情報



幕末明治期の偉人・由利公正を主人公に 福井が舞台の大河ドラマを！ 福井県

福井県は、松平春嶽、橋本左内、由利公正、梅田雲浜など近代日本の幕開けに活躍した多くの偉人たちを輩出していることをご存知でしょうか？ 福井県ではそんな福井ゆかりの偉人たちにスポットをあて、NHK大河ドラマの誘致活動に取り組んでいます。

大河ドラマ誘致にあたり主人公候補としているのが、「由利公正（三岡八郎）」です。由利公正は福井藩の財政を立て直した実績により明治新政府の財政担当に抜擢され、五箇条の御誓文の草案の起草や太政官札の発行、銀座の街づくり等にも功績があった人物。明治維新の立役者とも言える偉業を成し遂げています。

福井県では明治維新から150年の節目の年にあたる平成30年に向け、由利公正を中心に幕末明治期の偉人たちが活躍する福井が舞台の大河ドラマ実現を目指し、多彩な誘致活動を展開。機運醸成や知名度向上を図るとともに、福井が誇る歴史・文化を全国に発信していきます。



由利公正



橋本左内



松平春嶽

■ 福井藩の財政危機の救世主

由利公正は、文政12（1829）年、福井藩士の長男として生まれました。公正は父の死により25歳で家督を継ぎますが、当時の福井藩は莫大な借金を背負い、経済的に逼迫していました。そんな時、政治指導のため福井藩に招聘されていた横井小楠（熊本藩士）と出会い、産業の振興を図って富を蓄える「殖産興業」の考え方に共鳴。小楠に師事し、藩の財政改革に取り組みました。財政難を解消するため、公正は全国に先駆け「藩札」を発行し、生糸の生産者に融資。その一方で、長崎のオランダ商館と生糸の販売契約を結ぶなど、販路開拓にも積極的に取り組み、十年後には見事、藩の赤字財政を黒字へと転換したのです。

■ 龍馬の推挙で新政府の財務を担当

この公正の手腕に目を付けたのが坂本龍馬でした。文久3（1863）年、はるばる福井まで足を運んだ龍馬は由利公正と意気投合。龍馬が2度目に福井を訪れた慶応3（1867）年には、足羽川近くの^{たばこや}蓑屋旅館で、早朝から深夜まで日本の将来を熱心に語り合ったと伝えられています。その年、龍馬は公正を新政府の役人に推挙。公正は新政府の徴士参与に任命され、財政を担当することになります。公正が最初に行なったのが、慶応4（明治元1868）年、日本初の全国通用紙幣『太政官札』の発行です。倒幕を果たしたばかりの新政府は発足当初から財政難に悩まされていましたが、藩札のノウハウを生かした太政官札の発行により殖産興業等の諸改革の莫大な費用は賄われ、国家経済は成長路線に。廃藩置県や地租改正の実現につながりました。

■ 五箇条の御誓文の草案を作成

慶応3（1867）年、明治政府が発足するにあたり、明治天皇は新政府の基本方針として「五箇条の御誓文」を示しました。五箇条の御誓文の原案となる「議事之体大意」は公正が作成。その内容は坂本龍馬が新政府の方針として作った「船中八策」をさらに吟味したもので、明治維新の指導精神として近代国家建設のさまざまな施策に受け継がれました。

その後、明治4（1871）年には東京府知事に就任。翌年には大火で消失した東京銀座の復興にあたり、煉瓦づくりで統一した銀座大通りを開設するなど、東京の都市計画（東京不燃化計画）を手がけました。現在も銀座通りの一角には、公正の功績をたたえる「煉瓦銀座之碑」が残っています。

さらに明治7（1874）年には板垣退助、副島種臣、江藤新平らとともに「民撰議院設立建白」に署名、国会開設にも携わりました。明治20（1887）年には華族に加えられ子爵となり、その後、貴族院議員に就任。明治42（1909）年、81歳で激動の生涯の幕を閉じました。



議事之体大意

■ 福井県内に残る幕末秘話

福井県内には由利公正にまつわるエピソードがいくつも伝えられています。その一つが公正が考案したとされる「三岡へっつい」です。炎の熱を逃がさず土の中に埋めることで保温力を増す新型かまど（へっつい）は従来のものよりはるかに燃料が節約でき、火力が強かったことから、公正の旧名にちなみ「三岡へっつい」と呼ばれました。三岡へっついとは司馬遼太郎の小説「竜馬がゆく」でも紹介されていますが、現存するものは残っていない“幻のかまど”。福井県では情報を募集し、文献をたよりに、今年2月、三岡へっついの再現に成功しました。再現品は、現在、福井県庁ロビーにて展示公開しています。

福井県では、このほかにもさまざまな幕末のエピソードを「福井の幕末明治歴史秘話」としてホームページに掲載。由利公正と龍馬が味わったとされる幕末のソイソースや、朝ドラで人気の薩摩藩士・五代友厚と由利公正の意外な接点など、さまざまな角度から激動の時代のこぼれ話を紹介しています。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/brandeigyou/brand/taiga.html>



再現された「三岡へっつい」

■ 県内外でさまざまな活動を展開

大河ドラマ誘致活動として、今年2月には福井県内の金融機関にて大河ドラマ誘致ポスターの掲示や「由利公正展」のパネル展などを開催。また、2月4日～3月4日には、東京にて福井県のアンテナショップを中心に由利公正とゆかりの深い高知県、熊本県との連携イベントも実施するなど、県内外にて広く周知活動に努めています。

福井県では今後も誘致活動として、さまざまな情報発信やイベントを計画中。由利公正をはじめとする幕末の偉人たちを通じて、福井の歴史や文化に触れてみてください。



大河ドラマ誘致リーフレット

デマンド監視サービス導入事例のご紹介

今回は、電気の使い方が異なる複数の施設を管理されているお客さまに、効率よく電気をお使いいただけるよう、デマンド監視サービスの推奨と導入後のフォロー活動について紹介します。

複数施設を管理している代表的なお客さまとしては、地方公共団体、特に市や町が保有している学校や庁舎、医療施設等があります。東日本大震災後の節電指向も相まって、各種施設の電気の使用をまとめて管理するツールとしてデマンド監視サービスの導入を検討されることが多くなっています。

■省エネ法の対応（毎年、エネルギー原単位1%削減に向けて）

省エネ法（エネルギー使用の合理化に関する法律）では、原油換算で年間1,500kl以上のエネルギーを使用する法人は、特定事業者指定され、年間1%以上の省エネに努力することが義務付けられています。これは、民間の事業者だけでなく、公的な立場の地方公共団体や教育委員会も同じで、エネルギーを多く使用している事業者として省エネを確実にやっていく必要があります。省エネ法では、地方公共団体と教育委員会は別の特定事業者として指定されますが、実運用上は、個々の市町村のエネルギー使用量管理として、学校だけでなく役場庁舎、センター、病院など複数の施設をまとめて管理されていることが多く、当協会では、エネルギーの見える化の方法としてデマンド監視装置をお奨めしています。

具体的には、右図のように様々な施設の電気の使用量を適切に管理するため、デマンド監視装置を導入していただき、日々の管理を行っていただくとともに、必要に応じて、一覧表にして各施設の電気料金の削減状況がどれだけであったか年間の状況をまとめ、提供しています。また、コメント欄に一年間の状況や今後の取り組みの参考となるようコメントを記載しています。

■教育現場でも「電気の見える化」を図り、省エネ活動の取組みが活発になっています。

最近、小中学校の普通教室にもエアコン空調の導入が進んできています。家庭には、ずいぶん前から、エアコンが行き渡っていますので、暑さで子供達の学習意欲をそがない環境を作るのは当然の時代の要請だと思われます。ただ、学校はオフィスと違い、行事や課外活動などにより、電気の使用状況がワンパターンでないのも、特にデマンド管理が重要なテーマとなります。

例えば、部活で体育館の照明をつけたりするとデマンドがでます。学期末なので全校一斉清掃が行われた時、エアコン運転中の普通教室のガラス窓をすべて開け放ってガラス掃除を始めたため、大きなデマンドが出てしまうとか夏休みに行われるオープン・キャンパスの日に年間最大デマンドが出ることも多いです。

デマンド監視装置をつけて、手動でエアコンを入り切りすれば大きなデマンドが出ることはないですが、手間を掛けずに上手にデマンドを抑えるには、自動デマンド・コントロールが効果を発揮します。

■環境対策としての活用（CO₂削減に向けて）

近年、さまざまな環境問題が注目され、中でも地球温暖化の問題がクローズアップされています。環境施策の中でもCO₂削減対策として省エネ活動が位置付けられ、電気の使用量の適正な管理が必要になってくるわけです。当協会では、お客さまにデマンド監視装置の導入をお奨めし、電気を「見える化」することで具体的な省エネ活動につなげていただけるように取り組んでいます。

エネルギー全体管理

教育委員会と教育機関



小・中学校



図書館



デマンドモニタ

地方公共団体



庁舎・行政センター



保健センター

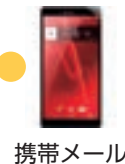


太陽光発電所



保安協会サーバー

Web サービス



携帯メール



いつでも閲覧

【具体的提案】

公共施設のデマンド監視装置設置後の電気料金・契約電力（デマンド値）一覧表（実績例）
設置前（2012年10月～2013年3月）と設置後（2013年10月～2014年3月）の比較

施設名	各施設の電気料金内訳 (内訳費・資料請求用紙にて詳しく)				契約電力 (kW) (デマンド値) の増減			施設の特性 (デマンドモニター導入前)	今後の電気料金削減 見込み	コメント (実績など)
	基本料金	使用量料金	電灯料金の増減	電気料金の増減	2012年10月～ 2013年3月 (平均値)	2013年10月～ 2014年3月 (平均値)	契約電力の増減			
1 A町庁舎	—	—	—	—	—	118 (2013年1月)	—	夏季・冬季	😊	・設置後工事があり負荷設備が変更となっています。
2 A町総合事務所	-278,440	-150,850	-928,480	-402,325	121 (2013年1月)	88 (2013年1月)	↓33kWの減少	夏季	😊	・2013年10月に契約電力121kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に88kWと計画され現在の契約電力となっています。
3 A町文化会館	-284,384	-87,276	-381,898	-382,157	138 (2013年1月)	143 (2013年1月)	↓5kWの減少	夏季	😊	・2013年10月に契約電力138kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に143kWと計画され現在の契約電力となっています。
4 A町保健センター	-127,888	-181,847	-318,836	-82,882	178 (2013年1月)	181 (2013年1月)	↓3kWの減少	冬季	😊	・2013年10月に契約電力178kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に181kWと計画され現在の契約電力となっています。
5 A町保健福祉センター	-2,448	-143,127	-145,875	-88,583	58 (2013年1月)	48 (2013年1月)	↓10kWの減少	夏季・冬季	😊	・2013年10月に契約電力58kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に48kWと計画され現在の契約電力となっています。
6 A中学校	8,788	-82,728	-52,838	-82	58 (2013年1月)	48 (2013年1月)	↓10kWの減少	夏季	😊	・2013年10月に契約電力58kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に48kWと計画され現在の契約電力となっています。
7 A小学校	—	—	-38,515	-38,511	38 (2013年1月)	33 (2013年1月)	↓5kWの減少	冬季	😊	・施設内電機設備の点検のためデマンド監視装置（2013年10月）で運用中。設置後運用期間によりポイントにて対応予定です。
8 あ小学校	3,872	45,882	48,754	90,209	31 (2013年1月)	38 (2013年1月)	↑7kWの増加	冬季	😊	・2013年10月に契約電力31kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に38kWと計画され現在の契約電力となっています。
9 あ中学校	-6,388	-132,481	-138,869	-87,834	48 (2013年1月)	42 (2013年1月)	↓6kWの減少	夏季・冬季	😊	・2013年10月に契約電力48kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に42kWと計画され現在の契約電力となっています。
10 乙小学校	-3,872	8,848	8,288	45,864	51 (2013年1月)	58 (2013年1月)	↑7kWの増加	夏季	😊	・2013年10月に契約電力51kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に58kWと計画され現在の契約電力となっています。学校のデマンド監視装置にデマンドモニターが設置されていますので、デマンド監視の契約電力とデマンドモニター設置後の契約電力に10kWの差が生じるなどお察しください。
11 A町福祉センター	28,888	-45,774	-18,888	-2,245	51 (2013年1月)	42 (2013年1月)	↓9kWの減少	夏季・冬季	😊	・2013年10月に契約電力51kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に42kWと計画され現在の契約電力となっています。
12 乙中学校	-8,188	-31,518	-39,838	-19,374	42 (2013年1月)	37 (2013年1月)	↓5kWの減少	夏季・冬季	😊	・2013年10月に契約電力42kWが計画されています。デマンド監視装置設置後は2014年1月に37kWと計画され現在の契約電力となっています。
合 計 (1～12)	-787,854	-791,793	-3,588,883	-831,530						

すべての施設を一覧表に表すと、効果と度合いが比較・評価ができ今後の対策が立てやすくなり、より省エネ活動の取り組みのきっかけとなります。(表は当協会が提案した一例です)

当協会ではデマンド監視装置からの信号を受けて自動で電気機器の使用を抑制するサービスを行っています。

お問合せは最寄りの当協会支部・営業所まで

設置者の皆さまに求められている手続き

電気事業法では、自家用電気工作物の工事、維持及び運用について設置者が自己責任において保安規程を作成し、さらに電気主任技術者を選任して、電気の保安を確保することが法律で義務付けられており、これらについて国への手続きが必要となります。

また、上記のほか公害防止に関する届出として、ばい煙発生施設に該当する電気工作物や、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用した電気工作物等を所有する場合は、これらの設備の届出及び届出内容に変更が生じた場合も国への手続きが必要となります。

具体的には、次の場合には手続きが必要になります。

- 自家用電気工作物を新設する場合
- 自家用電気工作物の届出内容に変更が生じた場合
 - ・社名(商号)・営業所名の変更
 - ・保安に係る組織を変更(組織の改編、統廃合)
 - ・構内の拡張・縮小
 - ・自家用構内に一般用(低圧)の電気工作物を設置・撤去
- 自家用電気工作物を譲受け・譲渡する場合
- 発電所を設置した場合(移動用を含む)
- 発電所の出力を変更した場合
- ばい煙等発生施設を建設、譲受け又は廃止した場合
- ばい煙等発生施設に関する届出内容
(設置者の氏名・住所・事業場の名称・所在地・代表者等)に変更が生じた場合
- PCBを含有した電気工作物を回路より取外した場合
- PCBを含有した電気工作物に関する届出内容
(設置者の氏名・住所・事業場の名称・所在地等)に変更が生じた場合
- 絶縁油中PCB含有試験を実施し、PCBが検出された場合
- 自家用電気工作物において電気による事故が発生した場合

※ご不明な点がございましたら担当検査員又は、お近くの北陸電気保安協会までお問合せください。

○ 自家用電気工作物とは

自家用電気工作物とは、電気事業法第38条において「電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物」と定義されており、具体的には電力会社から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備や小出力発電設備を除く発電設備、構外にわたる電線路を有する電気設備などが該当します。

○ 自家用電気工作物の設置者とは

自家用電気工作物の設置者とは、工場、ビル、学校、病院等の自家用電気工作物を所有する法人、団体、個人(所有者)、またはその事業場を丸ごと借り受けた法人、団体、個人(占有者)をいいます。

○ 自家用電気工作物に関わる保安規制

・自家用電気工作物の維持/技術基準の適合、維持(電気事業法第39条)

設置者は、自家用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持すること。

・保安規程の制定、届出、遵守(電気事業法第42条)

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出ること。また、設置者及びその従業者は、保安規程を守ること。

・電気主任技術者の専任、届出(電気事業法第43条)

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任し、国に届け出ること。

電気事業法に係る手続きについて

手続きが必要となる 主な事象		保安規程届出	保安規程変更届出	主任技術者選任又は解任届出	主任技術者兼任承認申請	主任技術者選任許可	保安管理業務外部委託承認申請	自家用電気工作物使用開始届出	事業用電気工作物設置者地位承継届出	事業用電気工作物の廃止報告	工事計画届出	ばい煙（騒音・振動）発生施設に関する変更届出	発電所の出力変更報告	ばい煙（騒音・振動）発生施設廃止報告	PCB含有電気工作物変更届出	PCB含有電気工作物の使用届出	PCB含有電気工作物廃止届出
新設	有資格者を選任	●		●													
	有資格者に兼任	●			●												
	有資格者以外の者を選任	●				●											
	管理技術者・保安法人に委託	●					●										
譲受け	有資格者を選任	●		●				○1		○2					○3	○4	
	有資格者に兼任	●			●			○1		○2					○3	○4	
	有資格者以外の者を選任	●				●		○1		○2					○3	○4	
	管理技術者・保安法人に委託	●					●	○1		○2					○3	○4	
主任技術者を変更	有資格者を選任		○5	●													
	有資格者に兼任		○5	●	●												
	有資格者以外の者を選任		○5	●		●											
	管理技術者・保安法人に委託	●					●										
設置者の氏名（法人の場合、その名称）を変更		●										○6			○3		
設置者の住所を変更												○6			○3		
代表者を変更												○6					
事業場の名称を変更		●										○6			○3		
事業場の所在地を変更		●										○6			○3		
構内図、組織図等を変更		●															
自家用電気工作物を廃止（発電所のみ廃止含む）									●				○6			○3	
法人の合併、分割に伴い地位を承継								●									
ばい煙（振動・騒音）発生施設を設置										●							
ばい煙（振動・騒音）発生施設を廃止														●			
ばい煙発生施設の（一部）変更工事														●			
既存の需要設備に新たに発電所を設置		●								○1							
発電所の出力を変更													●				
PCB含有電気工作物であることが判明															●	○7	
PCB含有電気工作物を廃止																	●

注) ○1 工事計画届出の対象設備（ばい煙発生施設など）がある場合。

○2 譲渡する設置者が提出する。

○3 PCB含有電気工作物がある場合。

○4 PCB含有電気工作物がある場合、譲渡する設置者が提出する。

○5 主任技術者の変更に伴い執務形態が変更（選任→兼任など）になる場合。

○6 ばい煙、振動又は騒音発生施設に該当する電気工作物がある場合。

○7 電気工作物を廃止するため絶縁油中 PCB 含有試験を実施し、PCB が検出された場合は、「PCB 含有電気工作物廃止届出書」を提出する（この場合「PCB含有電気工作物の使用届出」は必要ありません）。

その他PCB の報告について（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

（保管等の届出）

第八条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分（再生することを含む。第十九条第二項を除き、以下同じ。）する者（以下「事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

大手新電力の日本ロジテックが事業撤退——破産手続きへ

電力小売り全面自由化を目前に控えた2016年2月、大手新電力（特定規模電気事業者）の日本ロジテック協同組合が、4月以降の電力小売事業からの撤退を表明、3月に入り破産手続きの準備に入ったことが分かりました。

同組合の販売電力量は、2015年12月時点で新電力5位。全国の自治体など千件以上に電力を供給していました。しかし、帝国データバンクによると子会社を通じた発電所の建設や需給管理の失敗など事業拡大に伴い資金繰りが悪化。自治体からの電力購入代金や、電力会社への託送料金支払いの滞納が常態化していたということです。

同組合の事業撤退は大きな衝撃を与えました。

まず、電力の自由化が始まって以来、新電力の撤退によって需要家が他の契約先を探すことになるのは、今回が初めてです。同組合から電気の供給を受けている需要家は契約先の切り替えによって料金負担が増す可能性があります。

また、同社が全国の自治体などから調達した電力購入代金の滞納額は、経済産業省の集計で27者・40億円近くに上り、自治体などの売電収入に大きな影響を与えたほか、需要家から回収したFIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）賦課金や電力会社へ支払う託送料金にも滞納がありました。

4月から始まった小売り全面自由化では、小売電気事業者は「登録制」で、電力取引監視等委員会と経済産業省・資源エネルギー庁の審査を通過すれば参入できます。同組合も2015年8月に小売電気事業者への登録を申請し、電力取引監視等委員会の審査を2016年2月19日に条件付きで通過した後、同24日に申請を取り下げ、破産手続きに至りました。

需要家が供給先を選ぶ際に、国の登録審査をクリアしているという安心感はあるようですが、あくまで「登録制」であり、自由化市場では事業者の倒産や撤退という可能性があることを、あらためて周知する必要があります。

燃料電池車、2030年まで80万台普及を——エネ庁が戦略改定

経済産業省・資源エネルギー庁はこのほど、水素利用・燃料電池の普及戦略を改定し、燃料電池車（FCV）の普及台数を2025年までに20万台程度、30年までに80万台程度とする目標を定めました。同戦略に普及目標台数を掲げるのは初めてのことです。

搭載する燃料電池システムの価格を下げ、25年頃までに200万円台を視野に入れた安価な車種を投入することを目指しています。一方、水素ステーションは25年度までに現行比6倍弱の約320カ所に設置。燃料電池の価格低減目標や再生可能エネルギー由来の水素の活用方針も定め、水素製造は技術・経済面の課題を検討するワーキンググループを立ち上げて16年度内に結論を得る意向です。

政府や福島県は県内の1万kW級の再生可能エネルギーから水素をつくり、県内や20年の東京五輪・パラリンピック会場で活用する計画を掲げています。さらにエネ庁は40年頃に、CO₂（二酸化炭素）フリーの水素供給システムを確立したい考えです。水素発電は20年代後半の本格導入を目指しています。

一方、燃料電池は20年頃の自立的な普及を目標とし、固体高分子型燃料電池（PEFC）の価格を19年までに現行比4割強減の80万円に、固体酸化物型燃料電池（SOFC）の価格を21年までに現行比4割強減の100万円に下げるとしています。

FCVは、20年までに4万台程度の普及を目指し、25年までにボリュームゾーン向けの安価な車種を投入。水素ステーションは20年代後半までに事業の自立化を目指します。

（記事提供 電気新聞）

「不可解な漏電!? 漏電個所はどこか？」

丹南営業所 澤本 紀夫

ある日の夕方、A小学校より「2階が停電している」と連絡が入り、早速伺いました。

現場に到着し2階にある電灯分電盤を確認すると、漏電遮断器が切れていました。絶縁抵抗測定を実施したところ、絶縁抵抗値は良好です。教室や廊下に異常はないか外観点検も行いましたが、問題はありません。また、先生方に何か変わったことはなかったかお聞きしましたが、「心当たりはない」との返答でした。原因が特定できないまま漏電遮断器を投入し、通電後も異常は見当たらないため、様子を見ていただくようお願いし帰社しました。

数日後「また、2階が停電している」と連絡が入り、学校へ急行しました。再度、外観点検と絶縁抵抗測定を実施しましたが、前回同様異常は見当たりません。漏電個所を特定調査するための記録計を取り付け、再度様子を見ていただくようお願いしました。

それから3日後、「今度は体育館が停電している」と連絡が入りました。漏電調査中に別の箇所でも故障が発生するなんて珍しいこともあるな、と思いながら車を走らせました。今回は体育館にある電灯分電盤の漏電遮断器が切れていました。絶縁抵抗測定を実施しましたが、異常はありません。今回で3回目の出動です。これは何かあると思い、職員の皆さまに問診を行いました。すると、用務員さんが「最近、掃除機の調子が悪くて、途中で止まることがあり困っている」とのこと。早速現品を確認したところ、コードの一部が損傷し、導線がむき出しになっていました。この状態では掃除機の使用中にむき出しになった導線が地面に接触した時のみ漏電します。漏電の発生が不定期で、その発生箇所が変わったのは、この掃除機を校舎内で持ち歩き使用していたことが原因だったのです。

今回の例は通電中に導線を手で触れていたら、感電していたかもしれない危険な事例です。コードの損傷は、決して珍しいことではありませんので、機器の使用前には必ずコードの状態についてご確認をお願いいたします。

また、今回の様に異常発生時の状況や気になることをお客さまにお聞かせいただく事で、故障原因の発見に繋がる場合があります。異常の早期発見のためにも、普段より電気について気になることがありましたら、ご相談くださいますようお願いいたします。



「高岡御車山会館」は、国の重要有形・無形民俗文化財の両方に指定されている高岡御車山を、一年中味わえるぜいたくなスポットです。

御車山の歴史や、工芸の粋を堪能できる展示コーナーのほか、観光ガイドを検索できる無料ゾーン、高岡ならではの品がそろうギャラリーショップ、自然派カフェなどがあり、土蔵づくりの町並みで有名な山町筋散策の拠点となっています。

山町筋散策の拠点

豊臣秀吉が時の天皇を聚楽第にお迎えする時に使用した御所車を、前田利長が高岡城を築く際に町民に与えたのが、高岡御車山の始まりとされています。高岡御車山会館は、御車山を通年で観覧できるほか、さまざまな展示を通して祭りの世界を追体験できるミュージアムです。



ガイダンス棟1階エントランスを入ると、御車山7基の勢ぞろいを再現したミニチュア模型が出迎えてくれ、祭りの気分が高まります。入ってすぐの無料ゾーンには、観光ガイドや、イベントカレンダーをタブレットで検索できる「観光情報提供テーブル」、高岡銅器・高岡漆器などの伝統的工芸品を中心に、高岡ならではの品を展示販売するギャラリーショップ、“Made in Takaoka”をテーマにした自然派カフェ「Cafe Mimpi (かふえみんぴ)」などがあり、山町筋を訪れる観光客の拠点となっています。

本物の勇姿を間近に



御車山のルーツを紹介する「御所参内・聚楽第行幸図屏風」の複製図や、宵祭での山宿の

再現展示などを見ながら、展示室への通路を通り抜けると、扉の向こうには本物の御車山。高さ8mを超える勇姿に、一気に御車山の世界に引き込まれます。

1階展示室の中心には、高さ約10mの12面体ガラスケースの吹き抜け展示室。各町の御車山全7基が、4カ月交代で展示されます。ガラスケースは円筒形になっているため、前後左右どの角度からでも見ることもできるほか、通常見るのが難しい山車上部も、2階から見ることもできます。

平成の御車山

高岡市では、伝統と技術を次の世代へつなぐため、実物大のレプリカ「平成の御車山」制作を進めています。5カ年をかけ、平成29年度に完成予定で、鳳凰の銚留や車輪など、これまで完成した部材は同館で展示されています。伝統工芸の集大成を、ぜひ間近でご体験ください。

また、御車山の部材や工芸の技術について、漆工、金工、染織の分野ごとに紹介する工芸展示コーナーもあり、より知識を深めることができます。



楽しい展示コーナー

2階には、からくり人形をボタン操作で動かせる「体験! からくり人形」や、お囃子の演奏に挑戦するゲーム「体験! 御車山囃子」などの体験展示がそろっています。ゲームを通して伝統の祭りに触れることができると、子どもたちに人気のコーナーです。

土蔵造りの町並みが一変する「ハレの日」、御車山祭の高揚感を追体験できるスポット。



祭りの準備から祭礼当日を迫体験できる「シアター」では、1年に1度しか味わうことができない祭りの世界を、4Kの超高精細画質で迫体験できます。迫力満点の大型スクリーンで体験する御車山。「神の座」からの視点も4K映像で見ることができます。美しい映像で、迫力あふれる祭りの世界に浸るひとときです。



ワークショップコーナーでは、パズルで遊んだり、花傘（菊花）の制作過程を見ることができます。

ライブラリーコーナーでは、御車山と近隣の曳山に関する文献などがそろっています。

そのほか、外国人観光客に特に人気なのが、記念撮影コーナー。祭り衣装を着用して、祭りの風景をバックに記念撮影ができます。

無形文化遺産登録を目指して

日本各地で行われている山車や屋台が巡行する祭礼行事の中でも、18府県で行われている33の祭りは、国の重要無形民俗文化財に指定されています。政府は、これらの祭りを「山・鉦・屋台行事」として、ユネスコに一括推薦しています。

高岡御車山会館

〒933-0928 高岡市守山町47-1

TEL：(0766) 30-2497

開館時間／9：00～17：00（入館は午後16：30まで）

有料ゾーン観覧料／一般（高校生以上）300円、

団体（20名以上）1人につき240円

休館日／火曜日（火曜日が祝日のときは翌平日）、年末年始

同館では、平成28年のユネスコ無形文化遺産登録を目指して、登録候補であることをPRするため、「日本の山・鉦・屋台行事」についての展示を行っています。

県内最古級の土蔵を公開

昨年11月に、富山県内最古級の土蔵2棟を活用した「土蔵棟」が公開されました。高岡最古の医家である「佐渡家」が所有していたものを、原型のまま持ち上げて移動させ、土蔵の壁も昔ながらの工法で修復、往事の姿を再現しました。

大の蔵では「山町と佐渡家」をテーマにした展示が、中の蔵では「山町筋と土蔵」をテーマに、山町や当蔵の建築、復原についての展示が行われています。

安心のメンテナンス

高岡御車山会館では、「当施設は大切な文化財を展示していますし、来館者も多い施設です。いろいろと気を遣うことも多いのですが、これまで電気で困ったことは一度もないですね。これも普段のメンテナンスのおかげだと思います。電気が止まったりすると大変ですから、これからも頼りにしています」と、語ってくださいました。

北陸電気保安協会では、高岡御車山会館の電気設備、機器の点検、保守を行うことで、県内外から訪れる人たちの山町筋散策のお手伝いをしています。



平成28年度安全衛生特別教育講習会のご案内

(低圧電気取扱者／高圧・特別高圧電気取扱者)

当協会では、広く電気使用の安全に資するため電気取扱者安全衛生特別教育を実施しています。
労働安全衛生法では、事業者は感電等の災害を防止するため、従業員に下記の業務に従事させる時は、安全衛生特別教育を行うことを義務付けています。

1. 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
2. 高圧若しくは特別高圧の充電電路又は当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務

北陸電気保安協会では、事業者に代わって安全衛生特別教育の講習会を開催しています。

また、全科目修了者には「修了証」を発行いたします。

※関係法令（労働安全衛生法 第59条、労働安全衛生規則 第36条第4号、安全衛生特別教育規程 第5・6条）

●受講料（1名につき）

教育コース	協会受託のお客さま	一般のお客さま
低圧	7,600円（税込8,208円）	8,600円（税込9,288円）
高圧・特別高圧	15,200円（税込16,416円）	17,200円（税込18,576円）

（テキスト代込み）

※「協会受託のお客さま」とは、電気設備の保安管理業務・試験業務等を当協会に委託されているお客さまのことです。

●スケジュール（先着順。定員に達し次第、締め切ります）

※最少開催人員10名に満たない場合、延期することがあります。

※低圧、高圧・特別高圧特別教育ともに、お客さまのご要望により参加人員10名以上の場合は、その都度開催致します。

開催地：富山県

会場 富 山 支 店：富山市新庄本町二丁目9番98号

総合技術センター：富山市牛島町24番6号

高 岡 営 業 所：高岡市石瀬871番3

南砺市福野産業文化会館：南砺市二日町1545-13

教育コース	開催日	時間	開催場所	定員
低圧	平成28年 7月 12日（火）	9時～18時	富山支店	30名
	平成28年 7月 23日（土）		高岡営業所	30名
	平成28年 9月 16日（金）		福野産業文化会館	30名
	平成28年 12月 10日（土）		高岡営業所	30名
	平成28年 12月 13日（火）		富山支店	30名
高圧・特別高圧	平成28年 7月 14日（木）～15日（金）	9時～16時 （両日）	総合技術センター	25名
	平成28年 12月 15日（木）～16日（金）			25名

開催地：石川県

会場 石 川 支 店：白山市五歩市町400番

小 松 営 業 所：小松市園町イ278番1

七尾サンライフプラザ：七尾市本府中町ヲ部38番地

教育コース	開催日	時間	開催場所	定員
低圧	平成28年 4月 18日（月）	9時～18時	石川支店	20名
	平成28年 6月 2日（木）		小松営業所	20名
	平成28年 8月 22日（月）		石川支店	20名
	平成29年 1月 18日（水）		石川支店	20名
	平成29年 2月 17日（金）		七尾サンライフプラザ	20名
高圧・特別高圧	平成28年 5月 16日（月）～17日（火）	9時～16時 （両日）	石川支店	20名
	平成28年 7月 5日（火）～6日（水）			20名
	平成28年 12月 7日（水）～8日（木）			20名

開催地：福井県

会場 福井支店：福井市松本1丁目1番22号

丹南営業所：鯖江市下司町1字大ノ木田10番

教育コース	開催日	時間	開催場所	定員
低圧	平成28年5月 13日 (金)	8時40分～ 17時20分	福井支店	25名
	平成28年5月 27日 (金)		丹南営業所	12名
	平成28年7月 8日 (金)		福井支店	25名
	平成28年7月 22日 (金)		丹南営業所	12名
	平成29年3月 3日 (金)		福井支店	25名
	平成29年3月 17日 (金)		丹南営業所	12名
高圧・特別高圧	平成28年6月 9日 (木)～10日 (金)	9時～16時 (両日)	福井支店	25名
	平成28年6月 23日 (木)～24日 (金)			25名
	平成28年9月 8日 (木)～ 9日 (金)			25名
	平成28年9月 29日 (木)～30日 (金)			25名
	平成29年2月 2日 (木)～ 3日 (金)			25名
	平成29年2月 16日 (木)～17日 (金)			25名

●教育メニュー

低圧電気取扱者

対 象 者：開閉器操作の業務を行う者

講習内容：

- 学科 ・ 低圧の電気に関する基礎知識 (1時間)
 - ・ 低圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間)
 - ・ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1時間)
 - ・ 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2時間)
 - ・ 関係法令 (1時間)
- 実技 ・ 低圧充電電路の停電・復電の確認、作業充電部が露出している開閉器の操作方法 (1時間)【開閉器の操作の業務のみを行う者】

高圧・特別高圧電気取扱者

対 象 者：充電電路の操作の業務のみを行う者

講習内容：

- 学科 ・ 高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識 (1.5時間)
 - ・ 高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識 (2時間)
 - ・ 高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (1.5時間)
 - ・ 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (5時間)
 - ・ 関係法令 (1時間)
- 実技 ・ 停電の確認方法と断路器、遮断器、開閉器等の操作方法 (1時間)

※お申し込みについて

- ・ 当協会ホームページよりお申し込みください。 URL： <http://www.hokuriku-dhk.or.jp/>

※受講料のお支払いについて

- ・ お申し込み受付後、郵送にて「受講のご案内」及び「請求書」をお送りいたしますので、支払期限までに指定口座にお振込みください。
- ・ 入金確認後、受講票を郵送いたしますので受講日にお持ちください。

※受講料お振込み後のキャンセルについて

- ・ 参加者のご都合が悪くなった場合は、事前にご連絡をいただき、代理の方がご参加ください。
- ・ キャンセルの場合、受講料の返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※受講に関するお問い合わせ 富山支店 TEL (076) 452-0515
石川支店 TEL (076) 274-4580
福井支店 TEL (0776) 24-5626

電気の安心を、いつまでも。

電気の安全を守って、すべての人に安心を届けたい。

創立以来、変わらず追いついてきたのは、だれもが安全に電気を使える社会でした。

24時間365日、いつでも安心して電気が使えるように。

日頃の調査や点検をはじめ、夜間、休日を問わず、

すぐに電気事故に対応する体制を整え、全国のお客さまの安全にお応えしてきました。

電気保安協会も創立50周年。

電気設備の保安管理から省エネ対策、安全な扱い方まで

電気に関するトータルソリューションパートナーとして

これから先もずっと、電気の安心を支えていきます。

電気保安協会 50
全国連絡会 Anniversary th

〔調査業務〕電力会社から委託を受けて、ご家庭などの電気設備の点検を行なっています。
電気を正しく安全に。〔保安業務〕ビル・工場の所有者などから委託を受けて、当協会の専門技術者が電気設備の保安管理をお引き受けしています。
〔広報業務〕電気安全と電気災害防止への関心を高めていただくために、さまざまなPR活動を展開しています。

電気を安全にムダなく使いましょう



一般財団法人

北陸電気保安協会

<http://www.hokuriku-dhk.or.jp/>

2016 陽春号 平成28年4月1日発行
通巻268号

北陸電気保安協会 検索

本店 富山市桜橋通り3番1号
富山支店 富山市新庄本町二丁目9番98号
石川支店 白山市五歩市町400番地
福井支店 福井市松本1丁目1番22号

TEL 076-441-6350 (発行所)
TEL 076-452-0515
TEL 076-274-4580
TEL 0776-24-5626



●本誌は、再生紙を使用しています。